

【資料3】（別表2）企画提案方式の審査における提案事業者の「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に係る取組の評価基準

○提案事業者の「賃金水準の向上」に係る取組の配点表

大区分	小区分	配点
給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率 ※1	1. 50%以上	3
	2. 00%以上	4
	3. 00%以上	5

※1 所得税法第2-2-6条第1項の規定に基づく「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1 給与所得の源泉徴収票合計表（375）」の「A 棒給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較する。

区分	提出書類	
	税務申告に基づく場合	県域で一つの事業者とする場合
役員及び従業員が対象	給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表 ア「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1 給与所得の源泉徴収票合計表（375）」における区分「①棒給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄に記載の金額を「人員」欄に記載の人数で除した金額により比較する。	税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類（【様式6】（別紙2）参考様式参照） イ秋田県内にある支店、営業所等を県域で一つの事業者としてアに準じて、給与等受給者一人当たりの平均給与額により比較する。
役員を除く従業員が対象	税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類（【様式6】（別紙2）参考様式参照） ウ「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1 給与所得の源泉徴収票合計表（375）」における区分「①棒給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」から役員報酬を除き、また、「人員」から役員を除いた人数で除した金額により比較する。	税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類（【様式6】（別紙2）参考様式参照） エ秋田県内にある支店、営業所等を県域で一つの事業者としてウに準じて、役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額により比較する。

○提案事業者の「女性の活躍推進」に係る取組の配点表

大区分	小区分		配点	
一般事業主行動計画の策定・届出	従業員 100 人以下の企業	女活法 ※2	各 0.25	最大 0.5
		次世代法 ※2		
えるぼしチャレンジ企業認定 ※1			1	最大 3
法令に基づく認定	女活法 ※2	えるぼし	1.5	
		プラチナえるぼし	2	
	次世代法 ※2	くるみん	1.5	
		プラチナえるぼし	2	
若者雇用促進法 ※2	ユースエール	0.5		
都道府県知事表彰の受賞	女性の活躍推進企業表彰		各 0.5	最大 1
	子ども・子育て支援知事表彰			
	男女共同参画社会づくり表彰			

※1 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和4年5月から県が新たに認定する制度で、主な要件は、えるぼし認定基準に掲げる「女性の採用」や「女性の管理職比率」等の数値目標を1つ以上達成し、えるぼしの取得を目指した実施計画を有する中小企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点を行わないものとする。

※2 女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）
 次世代法：次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）
 若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）